

**鳥取県告示第 304 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、北栄町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業東伯地区維持管理）について平成19年3月27日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博